

| Title | 戦後日本における青少年のセクシュアリティをめぐる 言説と管理 : 性典映画・太陽族映画と映画規制の動 向、および警察の非行対策に着目して |
|--------------|--|
| Author(s) | 中山, 良子 |
| Citation | 大阪大学, 2016, 博士論文 |
| Version Type | |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/55701 |
| rights | |
| Note | やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、〈ahref="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文についてをご参照ください。 |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (中山良子)

論文題名

戦後日本における青少年のセクシュアリティをめぐる言説と管理 性典映画・太陽族映画と映画規制の動向、および警察の非行対策に着目して

論文内容の要旨

本博士論文は、占領期から1960年代頭を分析対象期間とし、映画規制と非行対策の重層的な関連性に着目することで、当時の青少年のセクシュアリティをめぐる言説と管理について明らかにすることを試みるものである。

近代以降、新しい青少年裁判制度によって「かつては共同体よって伝統的に許容されていた行動様式を「非行」として再定義」 する動きが生じていた。戦後、あらためて少年法の対象が「非行のある少年」とされている。本研究では非行、また警察の非行対策の変遷に着目し、青少年のセクシュアリティをめぐる言説を紐解いていく。少年法の対象は「非行のある少年」とされたが、非行という語そのものの定着は分析対象期において徐々に生じていた。実際には、非行の解釈の拡大によって、青少年を対象とする警察の補導が推進され、青少年に対する管理が推し進められていった。このような動きの中で、青少年へのセクシュアリティへの言及は、階層横断的な青少年という枠組みに対する規範を生み出し、また逸脱の具体的イメージを構築し、問題の指標として用いられてきた。

警察において青少年の性行為は、「桃色遊戯」あるいは「不純異性交遊」という形でとして捉えられた。占領期の 警察の営為におけるこのような捉えられ方は、戦前や戦中における青少年を対象とした取り組み、すなわち少年法や 「青少年の不良化防止に関する件」等の影響の延長線上にありつつ、当時の私娼の取締に呼応する形で生じていた。 青少年に対する管理は、青少年の管理のみに基因するのではなく、警察の営為全体と呼応しながら成立、進行したの である。

占領期の警察の営為の中で着目された「桃色遊戯」が、映画の題材として流用されることになったのが、映画『乙女の性典』であった。原作小説における、警視庁少年二課に所属する登場人物の「桃色遊戯」への言及が、性教育や優生学の助言者を踏まえて成立した原作小説を、映画化の際に「桃色遊戯」に焦点化する伏線となった。連載小説『乙女の性典』が映画化するという過程において、優生学的な見解が題材として後景化し、娯楽作品として「桃色遊戯」という題材を観客動員のために利用する、という経緯は、その後の映画の悪影響論をめぐる展開を先取りしたものであったと言えよう。

占領が終わると、警察は自治体警察・国警の二本立て体制から都道府県警察へとの「中央集権化」が生じた。1954年の警察法施行を境に、警察はより積極的に非行対策に乗り出すこととなる。1954年の「少年警察の運営について」では、初めて非行という用語を用いて、警察による青少年への取り組みを表わした。「少年警察の運営について」では「少年補導は少年係」という従来の補導に対する取り組みを一新し、「外勤警官」の活用と「上級幹部の指揮」とを認めたものとなった。つまり、いわゆるお巡りさんが補導に関与し、上級幹部の指示によって一斉に補導に対する取り組みを行うことが可能になった。さらに警察は、国際会議での議論を追い風としながら「非行の防止」を主張するようになる。

一方、この頃には映画の悪影響論が盛んに主張されるようになる。映画の悪影響論を支えていたのは、犯罪学における問題把握の枠組みの変化であった。犯罪原因論において優生学的な見解が重視されていた状況から、環境への着目が高まる中で、犯罪原因論では、映画の問題が語られる状況が生じた。

1953年から1955年にかけて、中央児童福祉審議会や中央青少年問題協議会から、映画の悪影響が主張された。文部省などの各省庁も、映画の悪影響論を支持するようになる。さらに、一部の母親たちも映画の悪影響論を支持した。

地婦連や母の会の女性たちは1953年頃から「思春期映画」と呼ばれる映画群に対し批判を繰り広げていた。彼女たちは性描写をめぐってクレームをつけたが、彼女たちが内面化、あるいは自明とした純潔規範は、同時代的には文部省社会教育局から「正しい」お墨付きもされていた。ただし、全ての人がこの純潔規範を内面化していたとは言えな

い。純潔規範の内面化をめぐる差異、つまり正しさが担保された純潔規範を支持している人と、そうではない人の偏りは、結果的には「正しい」非行対策を推進する動因となっていった。

1954年以来の「暴力的不法行為事犯」対策等によって、警察の暴力の管理をめぐる取り組みが圧倒的に高まっていた時期に、太陽族の社会問題化が生じた。1956年に公開された、映画『太陽の季節』をはじめとする太陽族映画と呼ばれる映画群は、「性と暴力」に関する具体的なイメージを振りまいた。最初にこれらの映画を批判したのは、純潔規範に親和性が高いと考えられる、地婦連や母の会の女性たちであった。

そして戦後の非行対策をめぐる動向の中でも、青少年の「桃色遊戯」や「不純異性交遊」を問題とするまなざしを、もっとも強く印象付けたのは太陽族の社会問題化であるといってよい。映画の悪影響論が影響力を持っていた時期は、映画産業の盛り上がりが生じていた時期でもあった。映画の悪影響論踏まえることで、あるべき「性」への言及が、警察による「桃色遊戯」への批判的言及を自明とさせ、「世論」さえも生み出し、結果としてさらなる非行対策の強化に結びついていった。ブルデューの「世論調査が提示している問題構制は政治的利害に従属しており、このことが回答そのもの意味と調査結果とを公表することの意味とを、どちらも強力に操作し」 ているという言及をひくまでもなく、この「世論」が「政治的な道具」であることに間違いはないであろう。

そうして、映画における「性と暴力」の描写と被補導者双方を問題とみなす、太陽族の社会問題化が生じた後には、 更なる「少年の非行防止」が主張されることになった。「世論」を盾に、「少年の非行の防止」が少年警察活動の目 的として明文化された「少年警察活動要綱」が1960年に定められた。さらには青少年の行動を保護の名目で制限する 青少年保護育成条例も1964年には東京都で定められることになった。

一方、太陽族の社会問題化以降、映倫の改組や「成人映画」上映に際しての申し合わせなど、映画規制は徐々に進められてきた。さらに、1960年の安保闘争と浅沼稲次郎刺殺事件を契機に、中央青少年問題協議会や政府、映画会社とが懇談を行い、青少年が見る映画における「性」と「暴力」の表現をめぐって原則的な合意がみられるという事態が生まれた。また、売春防止法が成立して以降、青少年の「正しい」「性」は結婚内に限定されたものであることが純潔教育、そして純潔教育資料において頻繁に語られていた。

このような中、日活が商品として世に送り出したのが「純愛コンビ」であった。「純愛コンビ」は多くの観客を動員した。劇場で、多くの観客が「純愛コンビ」を観た、ということと、純愛・純潔という価値観が観客に受け入れられたということとは、同じではない。興行的な成功が、観客の映画の内容の支持を表わすという考え方は、太陽族の社会問題化の際にも使われたロジックでもある。しかし、「純愛コンビ」という商品の登場が青少年をめぐる政策との兼ね合いの中で、映画会社が興行可能な、収入の見込める描写の選択の中に生まれてきたことは、間違いがない。

映画という媒体に「正しい」「性」を体現する青少年が表れ、「純愛コンビ」と呼ばれることになる、「正しい」商品が誕生することとなる。中央青少年問題協議会からも、また、一部の母親たちからもクレームのつかない「正しい」商品としての「純愛コンビ」映画は、僅か数年、映画市場において大きな花を咲かせた。それは映画の悪影響論や非行対策の変遷、そして、劇場に足を向けた観客一人一人の異なる欲望が成立させた。いくつかの研究が映画の悪影響論における、映画の影響に関する過剰な評価を問題とみなし、その影響の少なさに関し言及したが、中央青少年問題協議会や警察はそれら調査の結果を無化し、青少年に対するマス・コミの悪影響を主張しつづけた。これらの主張の結果、映画や雑誌、テレビを対象として、中央青少年問題協議会を含めた政府による苦言が通りやすい、自主規制のシステムが結果的に構築されていった。

本研究は、フーコーが言う「性についての言説のおびただしい産出を、多様かつ流動的な権力関係の場にしずめてみる」ことを試みたつもりである。そして、本研究を通じて明らかになったのは、青少年をめぐる管理の言説である。青少年という階層横断的な枠組みを対象とした管理の一つとして、警察による補導があったが、その警察による青少年への管理を喚起させるものとして「桃色遊戯」「不純異性交遊」への言及が機能していた。また、暴力をめぐる覇権争いの中においても、問題を喚起する指標として、セクシュアリティは利用され、言及されていたといえよう。警察による青少年の管理の自明化が進行するプロセスにおいて、純潔規範を支持する人々の偏りは、実際には管理の徹底を推し進めたい警察にとって、都合がいいものであった。かつては限定された階層に共有されていたはずの純潔規範を、階層横断的な青少年という枠組みに適応することで、青少年の問題性をセクシュアリティを介して浮かび上がらせることが可能になったのである。また、犯罪原因論における素質から、環境の重視へという変化に支えられる形で、映画の悪影響論が主張されることによって、映画は、青少年に対する管理の進行に手を貸した。映画の悪影響論は、映画の問題化を、実生活に繋げるルートであった。青少年のセクシュアリティをめぐる言説と管理が、結果的に「正しい」商品としての「純愛コンビ」を生み出すこととなったのである。

論文審査の結果の要旨及び担当者

| | | 氏 名 | (| 中山 | 良子 |) | | | |
|------------|---|--------------|--------|----|----|--------------|--------------------|--|--|
| (職) | | | | | | 氏 | 名 | | |
| | | | | | | | | | |
| 論文審査担当者 | 主査 | 大阪大学 | | | | 川村邦 | | | |
| | 副査副査 | 大阪大学 大阪大学 | | | | 杉原 市 字野田市 | | | |
| | H.1 FF | 八队八子 | 1年4人1人 | | | 1 21 121 | -1 1 17 | | |
| | | | | | | | | | |
| 論文審査の結果の要旨 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 以下、本 | マ別紙 | | | | | | | | |
| |) () () () () () () () () () (| | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目:戦後日本における青少年のセクシュアリティをめぐる言説と管理 性典映画・太陽族映画と映画規制の動向、および警察の非行対策 に着目して

学位申請者 中山 良子

論文審查担当者

主查 大阪大学教授 川村邦光 副查 大阪大学教授 杉原 達 副查 大阪大学准教授 宇野田尚哉

【論文内容の要旨】

本論文では、占領期から 1960 年代前半における、映画規制と非行対策との連関した展開を当時の資料に基づいて詳細に分析することによって、青少年のセクシュアリティをめぐる言説と管理について考察する。すなわち、小説や映画、新聞、雑誌などのマスメディアを通じて説かれ構築された青少年のセクシュアリティをめぐる表象と言説とともに、非行対策をめぐる青少年に関する法律と管理・規制の実践をめぐる動向の解明を試みている。

序章では、戦後のセクシュアリティに関する先行研究を検討して、表象や言説をめぐる 研究は出されているが、セクシュアリティにおいて最も焦点化された青少年の非行への着 目がなされていないことを指摘し、青少年のセクシュアリティをめぐる映画を中心とした マスメディアでの表象・言説、それと連関した警察の非行対策での管理・統制の実践に関 する歴史的な展開を究明することを研究課題として設定する。

第一章では、1949年の少年法施行前後の時期において、警察の補導での「不純異性交遊」「桃色遊戯」に着目し、そこにジェンダーの偏りがみられ、当時の私娼の取締りとの関連があることを明らかにする。第二章では、私娼の取締りと関連した「桃色遊戯」が 1950年に公開された映画『乙女の性典』(松竹:1950年公開)に流用され、原作小説を映画化するプロセスのなかで、パンパンや中学生の妊娠という題材が消え、高校生の「桃色遊戯」へと変化したことを明らかにしている。第三章では、占領期から 1955年頃までの非行という用語の運用・定着に着目して、警察の補導指針として 1950年に出された「問題少年補導要項」を取り上げ、警察関係者がアメリカの青少年を対象とした法律の影響を受け、不良行為や犯罪の原因として映画と関連づけ、また国際的な非行に関する議論を背景に「非行の防止」が主張されるプロセスを明らかにしている。

第四章では、映画における「性」の描写が映画悪影響論から社会問題化され、性典映画に対する批判が広がり、また青少年犯罪と結び付てけられて語られるようになるプロセスを分析し、そこには純潔規範に親和性が高い中央青少年問題協議会や地婦連(地域婦人団体協議会)、母の会と青少年を対象とした政策とが絡み合っていたことを明らかにしている。

第五章では、太陽族の社会問題化を分析する。映画『太陽の季節』(日活:1956年公開)とその後続の太陽族映画は映画規制を引き起こし、新聞紙上で「桃色遊戯」をしたとする被補導者も太陽族と呼ばれて、警察による非行対策の強化が世論として主張され、非行対策のさらなる強化を引き起こしたことを明らかにする。第六章では、太陽族の社会問題化が生じて以降の映画規制の動向と警察の非行対策の動向を分析し、文部省社会教育局の純潔教育の推進によって、1960年代前半に日活の純愛路線での「純愛コンビ」映画が青少年の規範的なセクシュアリティの表象また商品となったことを考察する。終章では、これまで述べてきた映画規制と非行対策とが連動して、青少年のセクシュアリティをめぐる表象と言説、統制・管理の実践が展開してきたことをまとめて締め括っている。

【論文審査の結果の要旨】

本論文では、これまでのセクシュアリティ研究ではマスメディアの表象・言説分析が主流であったのに対して、マスメディアのセクシュアリティをめぐる表象と言説、警察・政府による青少年の非行対策での法令や報告書における言説、また補導などの管理・統制の実践での変遷とを連関させて、戦後のセクシュアリティ観の編成プロセスを研究したところに大きな意義がある。以下、本論文で評価できる点を挙げてみよう。

第一に、小説と映画の『乙女の性典』には、警視庁の『少年の補導』の「桃色遊戯」「不 純異性交遊」の記述に依拠し、警察官も登場させている点、また性教育者や優生主義者が 関わっている点を指摘するとともに、両者の相違に着目して、「桃色遊戯」の末に妊娠し補 導される女学生・女子高生へと焦点が変わっていったことを指摘し、それが 1950 年代後半 の状況に対応していることを明らかにしている。第二に、非行という用語の定着にいたる 展開プロセスの分析では、1940 年代末から 1950 年代にかけての警察や司法などに関連す る多くの資料を用い、アメリでの非行対策の動向が伝えられて、非行少年の概念、素質よ りも環境を重視するに犯罪原因論に影響を及ぼしていること、また非行の概念が拡大され ていったことも明らかにし、それがまた警察の非行対策にも影響を与えて取り込まれてい ったことを指摘しているところも新たな知見だと考える。第三に、1950年代中盤にいたり、 太陽族・太陽族映画を契機として、「桃色遊戯」「不純異性交遊」、非行、補導といった、こ れまで述べてきたことが収斂して現われてくる事態の関してかなり説得力をもって論述し ている。非行概念の拡大・非行対策の強化によって、軽微な現場訓誡だけの被補導者を増 加させていった警察の実態を明らかにし、有害映画による「桃色遊戯」「不純異性交遊」、 また暴力の横行といったことを媒介にして、青少年のセクシュアリティをめぐる言説によ って管理が推進されていった実態が多面的な領域から分析されているということができる。

性典映画などの有害とされた映画に対する積極的・肯定的な評価はなかったか。60年代にはピンク映画・エロ映画と呼ばれた映倫の成人指定映画、そして70年代にいたるとロマンポルノが大量に作成され、またワイセツ裁判も起こってくることになり、映画での性的な表現の規制に対抗していっていたことと関連して、監督の意図や俳優の演技などの映画表現の面から50年代末から60年代前半にかけての状況はどのように捉えることができるかについても検討する必要がある。だが、こうした残された課題はもとより本論文の意義を損なうものではなく、今後の研究を深化させていくうえでの課題と考えられるべきものである。よって、本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものであると認定する。